

資料提供（投げ込み） 令和5年3月8日(水)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
総務部 総務課 (電話059-229-3275)	総務課長 清水 貴伸

令和5年第1回津市議会定例会追加議案について

別紙のとおり

# 令和5年第1回 津市議会定例会提出予定議案 《 議 案 一 覧 (追加) 》

## 【議 案】

○議案第41号 津市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部の改正について（デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律第49条の規定の施行の日から施行）《市民部》

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正され、利用者証明用電子証明書用語が整理されること、また、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に関し、移動端末設備を使用することによる交付が可能となることから所要の改正を行う。

- ・利用者証明用電子証明書用語の改正
- ・多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付に係る規定の改正（規則で定める日から施行）

○議案第42号 津市国民健康保険条例の一部の改正について

（令和5年4月1日から施行）《健康福祉部》

健康保険法施行令が改正され、同令に規定する出産育児一時金の支給額が引き上げられること、また、国民健康保険法施行令が改正され、同令に規定する市町村の保険料の賦課に関する基準において後期高齢者支援金等賦課限度額が引き上げられることからそれぞれ額の改定を行うほか、国が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る保険料の減免に対する財政支援について令和5年度以降における取扱いを示したことを受けて、新たに令和5年4月1日から同年12月31日までの間に納期限が存する保険料の減免を行うとともに、引き続き同年3月31日以前に納期限が存する賦課決定期間内の保険料の減免を行うことなどから所要の改正を行う。

- ・出産育児一時金の支給額の改定

40万8,000円 → 48万8,000円

※ 産科医療補償制度の加算対象となる出産の場合、当該制度の掛金相当額1万2,000円が加算され、総額42万円が50万円となる。

- ・保険料の賦課限度額の改定

後期高齢者支援金等賦課限度額 20万円 → 22万円

- ・保険料の減免に係る規定の改正
- ・特例対象被保険者等に係る届出に関する規定の改正
- ・減免申請の特例の対象となる保険料の改正（公布の日から施行）

### ○議案第43号 津市介護保険条例の一部の改正について

（公布の日から施行）《健康福祉部》

国が新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者等に係る保険料の減免に対する財政支援について令和5年度以降における取扱いを示したことを受けて、新たに令和5年4月1日から同年9月30日までの間に納期限が存する保険料の減免を行うとともに、引き続き同年3月31日以前に納期限が存する賦課決定期間内の保険料の減免を行うことから所要の改正を行う。

- ・減免申請の特例の対象となる保険料の改正